

太陽光長期稼働サポートサービス約款

中部電力ミライズ株式会社

2021年10月 1日実施

2022年 9月 9日改訂

I 総則

第1条 (適用)

- 1 この太陽光長期稼働サポートサービス約款（以下「本約款」といいます。）は、当社が提供する太陽光長期稼働サポートサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する諸条件を定めたものです。
- 2 本サービスは、当社がお客さまの居住または所有する戸建住宅等の建物（以下「対象住宅」といいます。）に設置された太陽光発電設備を構成するパワーコンディショナー（以下「PCS」といいます。）の交換に伴い、将来にわたり太陽光発電設備から生じる電力を買い取り、そのうちお客さまが自ら消費する電力を供給するサービスとなります。
- 3 本約款は、当社とお客さまとの次の各号に定める取引に適用します。
 - (1) 当社が、お客さまから第3条第12号に定める対象電力および同条第13号に定める対象債権を買い取る取引。
 - (2) 当社がお客さまに対して第3条第4号に定める自家消費電力を供給する取引。

第2条 (約款の変更)

- 1 法令・条例・規則もしくは託送約款等の変更、電力供給その他の事情により、当社は本約款を変更することがあります。この場合、変更後の本約款は、変更前より本契約を締結されているお客さまに対しても適用されるものとし、契約期間の途中であっても、当社とお客さまとの契約条件は、次項に基づきお知らせする変更の日から、変更後の本約款によるものとします。
- 2 当社は、本約款を変更する際には、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）その他当社が適切と認める方法により、変更の日および変更の内容をお客さまにお知らせします。この場合、変更後の本約款の内容のうち変更の内容以外については、お知らせを省略することがあります。

第3条 (定義)

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 対象PCS

本サービスに伴い、対象住宅に新たに設置されるPCSで、当社が承認したものをいいます。

(2) 対象太陽光発電設備

対象住宅に設置される太陽光発電設備（太陽光発電設備とお客さまの受電設備とを電氣的に接続する配線および対象PCSを含みます。）で、対象PCSの設置が完了しているものを指し、かつ当社が承認したものをいいます。

(3) 発電量

お客さまが対象太陽光発電設備において発電する再生可能エネルギー電気の電力量をいいます。

(4) 自家消費電力

お客さまが対象太陽光発電設備において発電した再生可能エネルギー電気のうち、対象住宅およびこれと同一の需要場所において自ら消費する電力をいいます。

(5) 余剰電力

対象住宅から一般送配電事業者が維持および運用する電力系統に逆潮流する電力をいいます。

(6) 余剰電力量

余剰電力の電力量をいいます。

(7) 自家消費サービス

当社がお客さまに対して自家消費電力を供給するサービスをいいます。

(8) サービス利用料金

本約款に基づき発生し、計算される自家消費サービスの料金（以下「サービス利用料」といいます。）をいいます。

(9) 系統連系

対象太陽光発電設備を一般送配電事業者が維持および運用する電力系統に電氣的に接続することをいいます。

(10) 卒FIT契約

お客さまが余剰電力を小売電気事業者（以下「買取事業者」といいます。）に供給し、買取事業者がこれを受電する契約のうち、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の対象とならないものをいいます。

(11) 対象卒FIT契約

(ア) 当社と以下の適用対象契約に記載の電気需給契約（以下「電気契約」といいます。）を締結しているお客さまの場合

適用対象契約	ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、スマートライフプラン、スマートライフプラン for スマート・エアーズ、暮らしサポートセット、3時間帯別電灯（E ライフプラン）、時間帯別電灯（タイムプラン）、ピークシフト電灯、低圧高利用契約、従量電灯B、従量電灯C ※ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、暮らしサポートセットについては、販売を委託する提携先企業の販売する料金プランも含まれます
--------	---

当社が別に定める「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア）」および別紙「再生可能エネルギー等からの電力購入単価（PV長期稼働サポートサービス専用プラン）」に基づく卒FIT契約をいいます。

(イ) 当社と電気契約を締結していないお客さまの場合

当社が別に定める「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア）」および「再生可能エネルギー等からの電力購入単価」に基づく卒FIT契約をいいます。

(12) 対象電力

本契約の契約期間における自家消費電力および余剰電力（ただし、卒FIT契約の対象となる余剰電力を除きます。）の総和をいいます。

(13) 対象債権

お客さまが余剰電力を当社に供給することにより当社に対して取得する当該供給にかかる料金債権のうち、対象卒FIT契約に基づくものをいいます。

(14) 発電買取代金

当社が、お客さまに対し、対象電力の譲受けおよび対象債権の譲受けの対価として、支払う代金をいいます。

(15) 契約基準年数

第4条に定める契約基準年数をいいます。

第4条（契約種別）

本契約の契約種別および各契約種別の内容は次のとおりとし、お客さまは本サービス申込時にいずれかの契約種別を選択いただきます。

プラン名	・Aプラン	・Bプラン
申込対象	・対象住宅に太陽光発電設備が設置されており、PCSの交換を希望するお客さま	・対象住宅に太陽光発電設備が設置されており、PCSの交換を希望するお客さま
契約基準年数	・10年	・10年
発電買取代金	・30万円（消費税等込）	・40万円（消費税等込）
サービス利用料	・月額1,980円（消費税等込）	・月額2,970円（消費税等込）

II 契約の申込み

第5条（契約の申込み）

- 1 お客さまが本契約の締結を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、次の各号の事項を明らかにして、当社所定の様式により申込みをしていただきます。
 - (1) お客さまの氏名、連絡先、対象住宅の所在する場所
 - (2) 電気需給契約の締結先
 - (3) 卒FIT契約の締結先および契約内容
 - (4) 発電買取代金の振込先口座情報
 - (5) その他当社が必要とする事項
- 2 本契約は、申込時点において本人または対象住宅の同居者が65歳未満であるお客さまのみ、申し込むことができるものとします。
- 3 本契約の申込みを希望するお客さまは、当社がインターネットサイトを利用して提供しているサービス「カテエネ」に加入することに同意するものとします。

- 4 本契約は、対象住宅に設置された太陽光発電設備に基づく電力受給契約（以下「太陽光買取契約」といいます。）が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく調達期間の適用が満了しており、かつ原則対象住宅に太陽光発電設備を設置して20年未満のお客さまのみ、申し込むことができるものとします。
- 5 本契約は、当社が定める太陽光発電設備の点検を実施済みのお客さまのみ、申し込むことができるものとします。なお、点検の結果、対象住宅に設置された太陽光発電設備に故障その他の不具合が発見された場合、第17条第1項に規定する支払条件充足日までにお客さまの負担で修理を実施していただきます。
- 6 本契約は、当社が定める事業者にPCS交換の申込みを行うお客さまのみ、申し込むことができるものとします。
- 7 本契約の申込みを希望するお客さまは、当社が指定する対象卒FIT契約を締結することに同意するものとします。また、お客さまは、当社が対象卒FIT契約の変更手続きをお客さまに代わって行うことに同意するものとします。
- 8 お客さまが、第1項による申込み後に、対象住宅に設置された太陽光発電設備の仕様その他第1項の各事項の変更を希望される場合は、第1項に準じて当社に申し出ていただき、当社の承諾を受けていただきます。
なお、上記変更により、第3条第11号に従い、対象卒FIT契約の変更が必要となる場合、お客さまは当社が指定する新たな対象卒FIT契約を締結することに同意するものとし、またその変更手続きを当社がお客さまに代わって行うことに同意するものとします。
- 9 本契約の申込みを希望するお客さまは、当社が、お客さまが登録した太陽光買取契約の紙の再生可能エネルギー受給電力量のお知らせの発行を停止し、料金明細をカテエネ上で確認することを許諾するものとします。また、本契約の申込を希望するお客さまのうち、第3条第11号（ア）に該当するお客さまについては、当社が電気契約の紙の電気ご使用量のお知らせの発行を停止し、料金明細をカテエネ上で確認することを許諾するものとします。

第6条（契約の成立）

- 1 本契約は、前条第1項によるお客さまの申込みを当社が承諾したときに成立します。なお、当社は電子メールその他の方法を通じてお客さまに承諾の意思表示をします。
- 2 本契約の申込み後、お客さまの都合によって本サービスの開始に至らなかった場合、お客さまは、当社がそれまでに要した諸費用として当社が算定した金額を当社に支払うものとします。ただし、本契約の申込みから本サービスの開始に至るまでに、お客さまに不利益となるサービス利用料の変更があった場合はこの限りではありません。

第7条（表明および保証）

お客さまは、当社に対し、本契約の契約期間中、次の各号に掲げるすべての事項が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。

- (1) お客さまが本契約の締結に先立ち、本契約に関して有形または無形の方法で当社に開示した一切の情報が事実と相違なく、正確であること
- (2) お客さまが対象住宅を単独で所有し、または対象住宅の共有者であること
- (3) 対象住宅に、本契約の契約期間満了前に本契約の継続が不可能となり、または本契約の継続に支障となりうる権利が設定されていないこと（ただし、対象住宅の建築資金または購入資金としてお客さまもしくは対象住宅の共有者が金融機関から受けた融資または当該融資の保証会社によるお客さまもしくは対象住宅の共有者に対する求償権を担保するために、当該金融機関または当該保証会社により対象住宅に設定された担保を除くものとします。）
- (4) 対象住宅に関して、お客さままたは対象住宅の共有者と第三者との間において、一切の係争が生じていないこと
- (5) 対象PCSを設置することについて、対象住宅に物理的および法的な支障または瑕疵が存在しないこと
- (6) お客さまが本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要とされる完全な権能、権利並びに法律上および事実上の能力を有していること
- (7) 本契約の締結および履行がいかなる法令にも違反するものでなく、お客さまが拘束されるいかなる契約の条項にも違反せず、またはその債務不履行を構成することとなるものではなく、かつ、お客さまに適用される裁判所または政府機関の判決または命令等に違反するものではないこと
- (8) 対象PCSの設置ならびに対象住宅および対象太陽光発電設備の維持管理に必要とされる一切の許可、届出および登録等を、関連する適用法令の規定に従い適法かつ有効に取得し、履践していること
- (9) 対象債権に関して、第三者が当社に対抗することのできる事由が存在しないこと
- (10) 現在および過去5年間において、お客さまが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいい、以下同様とします。）ではなく、かつ自らまたは第三者を利用して反社会的行為（暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をいい、以下同様とします。）を行っていないこと

第8条（契約期間）

本契約の契約期間は、本約款第6条により本契約が成立した日から開始し、第18条に定める供給開始日から第4条に定める契約種別ごとの契約基準年数を経過する日が属する月の翌月末日に終了するものとします。

Ⅲ 対象太陽光発電設備等の設置および管理

第9条 (対象PCSの設置)

対象PCSは、お客さまの所有とし、お客さまの責任で対象住宅に設置していただきます。

第10条 (対象太陽光発電設備の管理)

- 1 対象太陽光発電設備は、お客さまの責任において管理していただき、対象太陽光発電設備の管理に必要な点検および対象太陽光発電設備に故障その他の不具合が生じた場合の修理等は、お客さまの負担で実施していただきます。
- 2 対象太陽光発電設備に故障その他の不具合が生じ、1月あたりの余剰電力量が前年同月における月間余剰電力量の50%（以下、「最低月次余剰電力量」といいます。なお、供給開始日から1年に満たない期間に関しては、供給開始日が属する月の翌月から当該月の前月までの月間余剰電力量平均の50%を指すものとします。）以下となった場合には、当社は、次の算式により算定される金額を補償金として申し受けることができますものとします。なお、この場合、当社は、当該金額を月ごとに当月分のサービス利用料と合わせて請求し、お客さまは当該サービス利用料と合わせてお支払いいただくものとします。

$$(\text{最低月次余剰電力量} - \text{当該月の余剰電力量}) \times 7,000 \text{円 (消費税等込)}$$

第11条 (立入りによる業務の実施)

当社または当社の委託先は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえて、対象住宅の所在する場所に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な事由がない限り、立入りおよび業務の実施を承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示します。

- (1) 不正な電気の使用または受給を防止するために必要な対象太陽光発電設備その他お客さまの電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他本約款によって、本契約の成立、継続、変更または終了等に必要な業務

第12条 (禁止行為)

お客さまは、次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 対象太陽光発電設備による発電に支障をきたし、または発電量を低下させる原因となりうる行為
- (2) 対象太陽光発電設備その他お客さまの電気工作物等の改変等によって不正に電気を使用し、または受給する行為

第13条 (対象太陽光発電設備に関するお客さまの義務)

- 1 お客さまは、対象太陽光発電設備に異常もしくは故障その他の不具合を発見した場合、または対象住宅が火災、水害、地震等に罹災した場合には、すみやかにその旨を当社に通知するものとします。
- 2 対象太陽光発電設備が本約款の規定に反する状態にあると当社が認めた場合には、お客さまは、当社の求めに従い、すみやかに是正するものとします。

IV 対象電力および対象債権の譲受け

第14条（対象電力の譲受け）

お客さまは、本契約の締結日において、対象電力を一括して当社に譲り渡し、当社は、これを譲り受けるものとします。

第15条（対象卒F I T契約）

- 1 お客さまは、当社と対象卒F I T契約を締結し、対象卒F I T契約の契約期間にわたり、余剰電力を当社に供給するものとします。なお、お客さまが対象住宅の共有者である場合、対象卒F I T契約においては、お客さまを共有者の代表者としていただきます。
- 2 お客さまは、本契約の契約期間中、対象卒F I T契約を消滅させてはならないものとします。ただし、当社の都合により対象卒F I T契約が終了する場合はこの限りではありません。
- 3 第3条第11号（イ）の場合、お客さまは、本契約の締結日において、第8条に定める契約期間における対象債権を将来発生分も含めて一括して当社に譲り渡し、当社はこれを譲り受けるものとします。
- 4 お客さまが、本契約の契約期間中に対象卒F I T契約を消滅させた場合、当社は対象卒F I T契約消滅期間中における対象債権相当額を申し受けるものとします。なお、お客さまは対象卒F I T契約を消滅させた場合、速やかに当社に通知を行い、再度対象卒F I T契約を締結し直すものとします。

V 発電買取代金の支払い

第16条（発電買取代金の支払い）

- 1 当社は、お客さまに対し、対象太陽光発電設備の発電能力等を踏まえて契約種別ごとに第4条に定める発電買取代金を支払うものとします。なお、第4条に定める発電買取代金は、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア）」に基づく電気受給契約1契約ごとの金額であり、対象P C Sの数に応じて変動するものではありません。
- 2 対象住宅に設置される対象太陽光発電設備の仕様が第5条第1項による申込み（同条第8項による申し出を含み、以下同様とします。）の内容と異なる場合には、お客さまは、同条第8項に従って当社に申し出るものとし、当社は、その申し出の内容を承諾するまで前項に定める発電買取代金の支払いを留保することができるものとします。

第17条（発電買取代金の支払期日とその前提条件）

- 1 当社は、対象P C Sの交換が完了していることを確認できた日（以下「支払条件充足日」といいます。）までに次の各号の条件がすべて充足されていることを前提として、支払条件充足日の10日後の日（当該日が日曜日または銀行法第15条第1項に定める政令で定める日（以下「休日」といいます。）

す。)に該当する場合は、翌日以降の日曜日または休日に該当しないはじめの日とします。)に、前条第1項に定める義務を履行するものとします。なお、当社は、お客さまに対し、当該条件が充足されていることを確認するために必要な書類等の提出を求めることができるものとします。

- (1) お客さまが対象住宅の共有者である場合、他の全ての共有者が本契約の締結に同意していること
 - (2) 第5条第5項に定める太陽光発電設備の点検および必要に応じた修理を実施していること
- 2 当社は、その任意の裁量により、前項各号の条件の全部または一部を放棄し、前項の支払期日に前条第1項に定める義務を履行することができるものとします。
 - 3 支払条件充足日までに、当社の責めに帰すべき事由によらず、前項の前提条件が充足されない場合、当社は、相当期間を定めて催告し、お客さまがこれを是正されないときには、当社は本契約を解除することができるものとします。また、この場合、お客さまは、当社がそれまでに要した諸費用として当社が算定した金額を当社に支払うものとします。

VI 自家消費サービス

第18条 (供給開始日)

- 1 本サービスの供給開始日は、第17条第1項に定める支払条件充足日以降で最初に訪れる対象卒FIT契約の検針日とします。
- 2 一般送配電事業者もしくは対象住宅の建築事情、対象太陽光発電設備に起因する事情その他やむをえない事由によって、あらかじめ定めた供給開始日に自家消費電力を供給できないことが明らかとなった場合には、当社は、その事由をお知らせし、お客さまと協議のうえ、あらたな供給開始日を定めます。この場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

第19条 (自家消費電力の供給)

当社は、前条に定める供給開始日から本契約の契約期間満了日までの期間にわたり、契約種別ごとに第4条に定めるサービス利用料により自家消費電力をお客さまに供給し、お客さまは、これを受電するものとします。

第20条 (供給開始の前提条件)

当社は、第18条に定める供給開始日において、次の各号の条件がすべて充足されていることを前提として、本サービスを開始するものとします。なお、当社は、お客さまに対して、当該条件が充足されていることを確認するために必要な書類等の提出を求めることができるものとします。

- (1) 対象PCSの設置が完了し、対象太陽光発電設備が稼働しうる状態にあること
- (2) お客さまが対象太陽光発電設備および対象住宅の所有者または共有者であること

第21条 (サービス利用料)

- 1 サービス利用料の算定期間は、毎月1日から月末までの期間とします。

- 2 サービス利用料は、契約種別ごとに第4条に定める金額とします。
- 3 当社は、次の各号に定める月については、次の算式により日割計算をして第4条に定めるサービス利用料を算定します。

- (1) 本サービスを開始する月

$\text{契約種別ごとのサービス利用料} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{第18条に定める供給開始日が属する月の}$

日数

なお、この場合の日割計算対象日数は、第18条に定める供給開始日から供給開始日が属する月の末日までの日数とし、供給開始日を含みます。

- (2) 本契約が満了、解約または解除により消滅した月

$\text{契約種別ごとのサービス利用料} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{消滅日が属する月の日数}$

なお、この場合の日割計算対象日数は、消滅日が属する月の1日から消滅日までの日数とし、消滅日を含みます。

- 4 お客さまがサービス利用料を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることができるものとします。
- 5 延滞利息は、その算定の対象となるサービス利用料から消費税および地方消費税相当金額を差し引いた金額に年10パーセントの割合（年365日の日割り計算とします。）を乗じて算定される金額とします。なお、延滞利息は、当社の請求に従い、お客さまが延滞利息の算定の対象となるサービス利用料を支払われた直後に支払義務が発生するサービス利用料と合わせてお支払いいただきます。

第22条（サービス利用料の支払義務および支払期日）

- 1 当社は、お客さまに対して、サービス利用料の算定期間におけるサービス利用料を、電子メールの送付その他当社が適切と判断する方法により通知するものとします。
- 2 お客さまのサービス利用料の支払義務は、サービス利用料の算定期間の翌月10日に発生します。
- 3 お客さまのサービス利用料は、支払期日までに支払っていただきます。
- 4 支払期日は、支払義務発生日が属する月の末日とします。なお、支払期日が日曜日または休日に該当する場合の支払期日は、翌日以降の日曜日または休日に該当しないはじめの日とします。

第23条（サービス利用料の支払方法）

- 1 サービス利用料は、毎月、当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して立替えさせる方法により支払っていただきます。
- 2 当社は、前項にかかわらず、サービス利用料を払込票により支払っていただくことがあります。この場合、当社はお客さまに支払期限を明記した払込票を送付するものとし、お客さまは払込票に明記された支払期限までにサービス利用料を支払うものとします。
- 3 当社は、前2項にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、本サービスの料金を振込みにより支払っていただくことがあります。

4 サービス利用料は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

第24条（自家消費電力等の環境価値）

対象電力に含まれる環境価値は、当社に帰属するものとします。

第25条（電気需給契約の継続）

- 1 お客さまは、本契約の契約期間にわたり、対象住宅が長期不在となる場合であっても、電気の使用を廃止し、またはお客さまと小売電気事業者との電気需給契約を消滅させてはならないものとします。なお、この場合であっても、お客さまと小売電気事業者との電気需給契約に関する料金は、すべてお客さまの負担で支払っていただきます。
- 2 小売電気事業者からお客さまへの電気の供給または系統連系が停止され、対象太陽光発電設備の発電が阻害された場合には、当社は、その電気の供給または系統連系が停止された期間に応じて本契約の契約期間を延長することがあります。

第26条（損害賠償の免責）

- 1 当社が第30条または第31条によって本契約を解約または解除した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 2 当社およびお客さまは、不可抗力によって、対象太陽光発電設備が滅失もしくは毀損し、または本契約の履行が不可能となった場合には、お互いに、相手方の受けた損害について賠償の責めを負わないものとします。

Ⅶ 契約の変更および終了

第27条（本契約の変更）

お客さまが対象太陽光発電設備の仕様（対象太陽光発電設備もしくは計量器の制御方法および配線を含みます。）、サービス利用料の支払方法その他本契約のお申し出事項の変更を希望される場合は、第5条に準ずるものとします。

第28条（名義の変更）

相続その他の原因によって、お客さまから本契約上のすべての権利義務を承継した新たなお客さまは、その旨を当社に申し出ていただき、本約款を承認のうえ、名義変更の手続きをとっていただきます。

第29条（対象住宅または対象太陽光発電設備の承継）

- 1 お客さまが対象住宅または対象太陽光発電設備を第三者に譲渡し、または賃貸する場合には、3か月前までにその旨を当社に申し出ていただきます。この場合、お客さまは、対象住宅または対象太陽光

発電設備の譲受人または賃借人に、対象電力および対象債権についてそれぞれ第14条および第15条第3項に定める譲渡がなされていることを説明のうえ、本契約上のすべての権利義務を承継させるものとしします。

- 2 前項の場合、対象住宅または対象太陽光発電設備を譲り受け、または賃借する新たなお客さまは、本約款を承認のうえ、あらかじめ名義変更の手続きをとっていただきます。
- 3 対象住宅または対象太陽光発電設備に差押、租税滞納処分、競売、強制執行等の申立てがあったとき、またはそのおそれがあるときは、お客さまは、ただちにその旨を当社に申し出るものとしします。

第30条（解約）

- 1 当社およびお客さまは、3か月前までに通知することにより、本契約を解約することができます。
- 2 お客さまが対象住宅の取壊し、または対象太陽光発電設備の取外しをしようとする場合には、当該取壊日または取外日を解約日として、その3か月前までに、当社に本契約の解約を申し出ていただきます。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社またはお客さまは、本契約を解約することができます。
 - (1) 不可抗力によって対象太陽光発電設備が滅失または棄損したことにより、対象太陽光発電設備において発電が不可能となり、または著しい発電量の低下が見込まれる場合
 - (2) 法令の改正、一般送配電事業者の電力系統の故障等もしくは運用変更、その他当社の責めとならない事由により本契約の継続に支障が生じた場合
- 4 第1項または第2項によりお客さまが本契約を解約する場合、当社は、次の算式により算定される金額を申し受けます。なお、当該金額は、解約の日までに、当社の指定する方法によりお支払いいただきます。

契約種別ごとの発電買取金の金額 ×
(契約種別ごとの契約基準年数×365－供給開始日から解約日までの日数)
契約種別ごとの契約基準年数 × 365

※上記算式により算定される値が0もしくは負の値となった場合は精算いたしません。

第31条（解除）

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、本契約を解除することができます。なお、この場合には、あらかじめその旨をお知らせします。
 - (1) お客さまがサービス利用料を支払期日の翌月末日を超過してなお支払われない場合
 - (2) 不可抗力によらず対象太陽光発電設備が滅失または棄損したことにより、対象太陽光発電設備において発電が不可能となり、または著しい発電量の低下が見込まれる場合
 - (3) お客さまの責めに帰すべき事由により小売電気事業者からお客さまへの電気の供給または系統連系が停止され、対象太陽光発電設備の発電が阻害された場合
 - (4) お客さまが対象太陽光発電設備の管理に必要な点検または対象太陽光発電設備に故障その他の不具合が生じた場合の修理等を実施されないことにより、対象太陽光発電設備の発電が阻害された場合

- (5) お客さまが本約款に反し、これを是正されない場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、ただちに本契約を解除することができます。
- (1) 第7条によりお客さまが表明し、保証した事項に反することが判明したとき、または反するおそれのあることが相当の蓋然性をもって認められるとき
- (2) お客さまが対象住宅または対象太陽光発電設備を第三者に譲渡し、または賃貸した場合において、本契約上のすべての権利義務を承継した新たなお客さまからあらかじめ名義変更の手続きのないとき
- (3) 対象住宅または対象太陽光発電設備について差押、租税滞納処分、競売、強制執行等の申立てがあったとき
- (4) お客さまが破産手続開始の申立てを受け、または自ら申立てをしたとき
- (5) 対象住宅に設置された対象太陽光発電設備の様子が第5条による申込みの内容と異なるとき
- (6) 契約成立日の90日後までに対象PCSが対象住宅に設置される見込みがないと認められるとき
- 3 前二項により当社が本契約を解除する場合、当社は、お客さまに発電買取代金を支払っていない場合を除き、次の算式により算定される金額を申し受けます。なお、当該金額は、当社の指定する期日までに、当社の指定する方法によりお支払いいただきます。

契約種別ごとの発電買取代金の金額 ×
(契約種別ごとの契約基準年数 × 365 - 供給開始日から解除日までの日数)
契約種別ごとの契約基準年数 × 365

※上記算式により算定される値が0もしくは負の値となった場合は精算いたしません。

- 4 第1項または第2項により当社が本契約を解除する場合、お客さまは、当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、ただちに弁済するものとします。
- 5 当社が対象住宅の住所にあてて通知または送付書類を発送したときは、その到達のいかんにかかわらず、通常到達すべきときに到達したものとします。

第32条 (解約または解除にともなう措置)

前二条により本契約が解約または解除された場合において、お客さまが第30条第4項または前条第3項に定める金額を当社に支払ったときは、当社は、お客さまとの協議により定める日において、対象電力および対象債権のうち、解約または解除の日の翌日から本契約の契約期間満了日に至るまでの対象電力および対象債権を再びお客さまに譲り渡すものとします。

第33条 (本契約消滅後の債権債務関係)

本契約の契約期間中のサービス利用料その他の債権債務は、本契約の消滅によっては消滅しません。

VIII その他

第34条 (契約上の地位の譲渡禁止)

お客さまは、あらかじめ当社の同意をうることなく、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本

契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡してはならないものとします。なお、第28条または第29条の規定に基づき譲渡する場合はこの限りではありません。

第35条（協議）

本約款に定めのない事項に関して生じた疑義については、当社とお客さまとで誠意をもって協議のうえ、決定するものとします。

第36条（管轄）

本契約に関する一切の紛争は名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(別紙)

再生可能エネルギー等からの電力購入単価（太陽光長期稼働サポート専用プラン）

1 適 用

この再生可能エネルギー等からの電力購入単価（太陽光長期稼働サポート専用プラン）は、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア）」に基づき、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の対象とならない再生可能エネルギー発電設備から発生する電力を当社が購入する場合に適用いたします。

2 単 価

この再生可能エネルギー等からの電力購入単価（太陽光長期稼働サポート専用プラン）における受給電力量料金単価は、1キロワット時につき0円00銭となります。

3 実施期日

2021年10月 1日から実施いたします。